【表紙】

【提出書類】 訂正発行登録書

【提出日】 2021年1月8日

【会社名】 JA三井リース株式会社

【英訳名】 JA MITSUI LEASING, LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 社長執行役員 古谷 周三

【本店の所在の場所】 東京都中央区銀座八丁目13番1号

【電話番号】 03(6775)3000

【事務連絡者氏名】 執行役員 財務部長 大江 則夫

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区銀座八丁目13番1号

【電話番号】 03(6775)3013

【事務連絡者氏名】 執行役員 財務部長 大江 則夫

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【発行登録書の提出日】 2019年8月14日

【発行登録書の効力発生日】 2019年8月22日

【発行登録書の有効期限】 2021年8月21日

【発行登録番号】 1 - 関東1

【発行予定額又は発行残高の上限】 発行予定額 200,000百万円

【発行可能額】 150,000百万円

(150,000百万円)

(注)発行可能額については、券面総額又は振替社債の総額

の合計額(下段()書きは発行価額の総額の合計額)に基

づき算出しております。

【効力停止期間】 この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間

は、2021年1月8日(提出日)であります。

【提出理由】 2019年8月14日に提出した発行登録書の記載事項中、「第一

部 証券情報 第1 募集要項」の記載について訂正を必要とするため及び「募集又は売出しに関する特別記載事項」を

追加するため、本訂正発行登録書を提出します。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

【訂正内容】

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

< JA三井リース株式会社第18回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(グリーンボンド)に関する情報>

1【新規発行社債】

(訂正前)

未定

(訂正後)

本発行登録の発行予定額のうち、金(未定)円を社債総額とするJA三井リース株式会社第18回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(グリーンボンド)(以下「本社債」という。)を、下記の概要にて募集する予定であります。

各社債の金額 : 金1億円

発行価格: 各社債の金額100円につき金100円

2【社債の引受け及び社債管理の委託】

(訂正前)

未定

(訂正後)

社債の引受け

本社債を取得させる際の引受金融商品取引業者は、次の者を予定しております。

引受人の氏名又は名称	住所
SMBC日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号

⁽注) 各引受人の引受金額、引受けの条件については、利率等決定日に決定する予定であります。

3【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

未定

(訂正後)

本社債の払込金額の総額(未定)円(発行諸費用の概算額は未定)

(2)【手取金の使途】

(訂正前)

リース物件を含む設備資金、割賦販売物件等の購入資金、貸付資金、有価証券の取得資金、運転資金、借入金 の返済資金、社債及びコマーシャル・ペーパーの償還資金等に充当する予定であります。

(訂正後)

リース物件を含む設備資金、割賦販売物件等の購入資金、貸付資金、有価証券の取得資金、運転資金、借入金の返済資金、社債及びコマーシャル・ペーパーの償還資金等に充当する予定であります。

本社債の手取金については、全額を再生可能エネルギー事業に係る設備購入資金等(リファイナンスを含む) に充当する予定であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

<JA三井リース株式会社第18回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(グリーンボンド)に関する情報>

グリーンボンドとしての適格性について

当社は、本社債についてグリーンボンドの発行のために国際資本市場協会(以下「ICMA」という。)の「グリーンボンド原則(Green Bond Principles)2018」(注1)及び環境省の「グリーンボンドガイドライン2020年版」(注2)に則したグリーンボンドフレームワーク(以下「グリーンボンドフレームワーク」という。)を策定しました。

グリーンボンドに対する第三者評価として、株式会社日本格付研究所(以下「JCR」という。)より「JCRグリーンファイナンス・フレームワーク評価」(注3)の最上位評価である「Green 1(F)」の本評価及び「JCRグリーンボンド評価」(注4)の最上位評価である「Green 1」の予備評価をそれぞれ取得しております。

- (注1) 「グリーンボンド原則(Green Bond Principles)2018」とは、ICMAが事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド原則執行委員会(Green Bond Principles Executive Committee)により策定されているグリーンボンドの発行に係るガイドラインです。
- (注2) 「グリーンボンドガイドライン2020年版」とは、グリーンボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がグリーンボンドに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、グリーンボンドを国内でさらに普及させることを目的に、環境省が2017年3月に策定・公表し、2020年3月に改訂したガイドラインです。
- (注3) 「JCRグリーンファイナンス・フレームワーク評価」とは、グリーンボンド原則、グリーンボンドガイドライン並びにグリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドラインを受けた発行体または借入人のグリーンボンド発行またはグリーンローン借入方針(グリーンファイナンス方針)に対するJCRによる第三者評価をいいます。当該評価においては発行体または借入人のグリーンファイナンス方針に記載のプロジェクト分類がグリーンプロジェクトに該当するかの評価である「グリーン性評価」及び発行体または借入人の管理・運営体制及び透明性について評価する「管理・運営・透明性評価」を行い、これら評価の総合評価として「JCRグリーンファイナンス・フレームワーク評価」が決定されます。なお、「JCRグリーンファイナンス・フレームワーク評価」は、個別の債券または借入に関する評価と区別するため、評価記号の末尾に(F)をつけて表示されます。
- (注4) 「JCRグリーンボンド評価」とは、グリーンボンド原則2018及びグリーンボンドガイドライン2020年 版を受けたグリーンボンドに対するJCRによる第三者評価です。当該評価においてはグリーンボンドの調達資金の使途がグリーンプロジェクトに該当するかの評価である「グリーン性評価」及び発行体の管理・運営体制及び透明性について評価する「管理・運営・透明性評価」を行い、これら評価の総合評価として「JCRグリーンボンド評価」が決定されます。